

# 若者の居場所を身近な地域で見つけるために ～「若者のための居場所」登録のお願い～

## ◆ 若者のための居場所登録制度の意義

困難な状況を回避するため、ひきこもる若者がいます。



社会から孤立し、生きづらさを抱える若者には、  
ありのままの自分でいられる、安心して過ごせる場所が必要です。

安心できる場で穏やかに過ごしたり、気の合う仲間と交流したりすることで、  
等身大の自分を取り戻してほしいと考えています。

そこで、安心して過ごすことができる場所や他者と関わる機会等を提供する  
団体・機関を「若者のための居場所」として登録することにより、若者と地域  
とのつながりをつくり、若者の健やかな育ちに役立てることを目指しています。

### 若者のための居場所に求められる姿

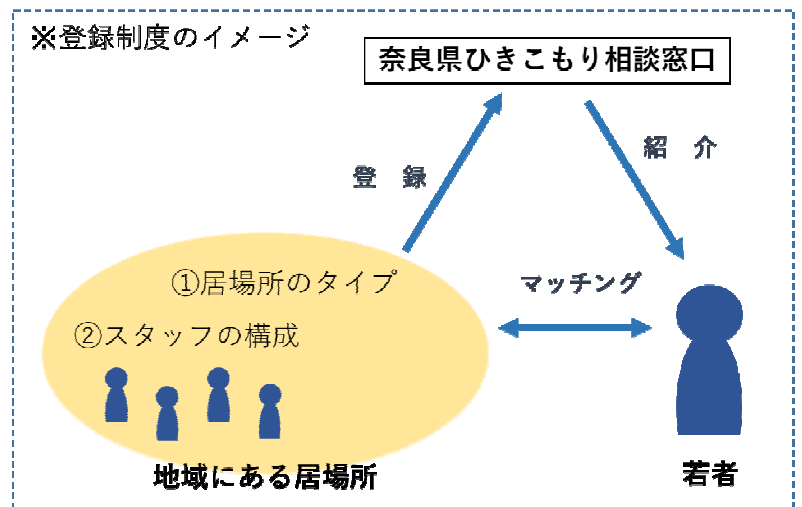
- ありのままを受け入れてくれる
- 仲間と出会える
- 近くて、気軽に通える



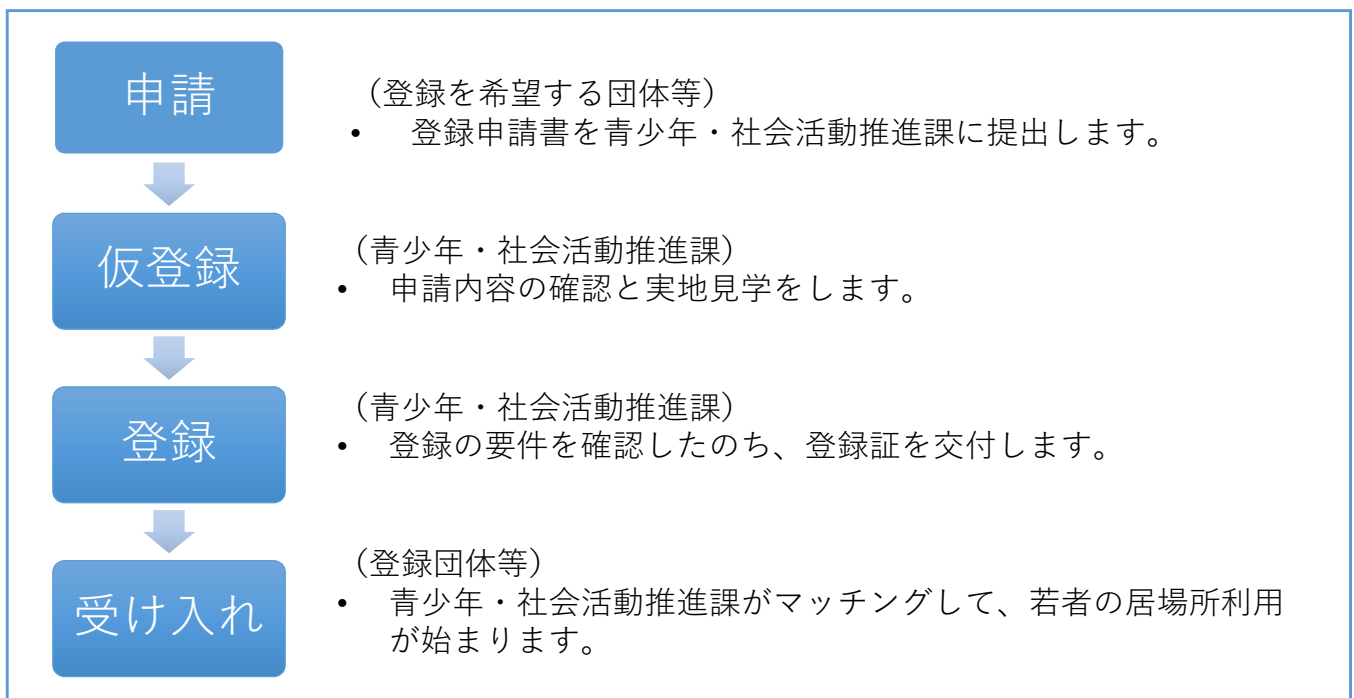
# 「若者のための居場所」登録制度のあらまし

「若者のための居場所」登録制度は、家や学校のほかに第3の場所を必要とする若者に地域の居場所を紹介するための制度です。

居場所活動を展開する団体等の情報を登録し、居場所を利用したい若者とマッチングします。



## ◆ 申請から登録、利用者の受け入れまでの流れ



## ◆ 次の条件を満たす若者が「若者の居場所」を利用します。

- ① 奈良県ひきこもり相談窓口へ定期的に来所相談している
- ② 自宅以外の居場所がほしいと思っている
- ③ 利用ルールやマナーを理解して行動することができる

# 「若者のための居場所」登録の内容

## ◆ 対象の団体・機関

県内に活動拠点を有し、居場所活動を行う団体等とします。

## ◆ 登録の内容

居場所のタイプやスタッフの構成、その他必要な情報を登録します。

### 【居場所のタイプ】

#### 1 フリースペースタイプ

機関・団体の施設や空間を利用し、若者が自由に過ごすことができるタイプ。  
自習スペースがあったり、ゲームや図書を自由に利用できたり、気軽な過ごし方が可能な場所。

#### 2 併設タイプ

カウンセリングや専門的な支援の提供にあわせて、居場所を提供するタイプ。  
大学のカウンセリングルームや診療所などに併設される居場所。

#### 3 プログラム提供タイプ

ボランティア活動や体験活動、イベントなどのプログラムを提供するタイプ。  
農作業やパソコンといった訓練、学力定着のための学習、趣味の活動などが可能な場所。

#### 4 地域活動タイプ

子どもや高齢者等を対象に居場所活動を行っており、若者の利用も可能なタイプ。  
居場所として利用するだけでなく、活動のお手伝いに挑戦することができる。

### 【スタッフのタイプ】

居場所ではどのような支援者に会うことができるのか、例えば、経験・資格があり専門的な支援ができるスタッフ、ひきこもりやニートなどの経験があるスタッフ など、配置しているスタッフのタイプを登録

## ◆ 登録の要件

次の要件を満たしている団体等が登録できます。

- (1) ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対して、知事が別に定める居場所を提供すること。
- (2) 継続的な活動を行うものであること。
- (3) 無料又は低額な料金によって居場所を利用できること。居場所の利用にあたって料金が必要な場合は、その料金を利用者に明示すること。
- (4) 活動を担う者が子ども・若者の支援に必要な知識の習得に努めること。
- (5) 必要に応じて、奈良県ひきこもり相談窓口等の行政機関、その他の団体等との連携が可能なものであること。
- (6) 宗教や政治を主たる目的とした活動を行うものでないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。
- (8) その他、居場所として登録すべきでない特段の事情がないこと。

# 「若者のための居場所」登録制度 Q & A

## ◆ 登録制度 Q & A

Q 1 登録募集はいつ行われますか。

A 1 随時、登録申請を受け付けます。

Q 2 登録情報はすべて公開されるのでしょうか。

A 2 登録申込書に記載いただいた情報を県ホームページに掲載します。ただし、非公表情報は除きます。

Q 3 居場所を利用したい若者とのマッチングとは具体的には。

A 3 登録情報を基に若者に居場所を紹介し、若者から利用の希望があればその旨を団体・機関にお知らせします。利用の条件などを希望者にお伝えした上で利用をスタートします。

Q 4 居場所の利用を希望される方の情報は提供されますか。

A 4 利用希望者から同意があった範囲で情報をお伝えします。

Q 5 子ども食堂や子育てサークルのような既存の団体を登録することはできますか。

A 5 若者を広く受け入れる活動である場合は登録することができます。

## ◆ 団体・機関の特典

登録いただいた団体等の名称や活動内容を県HPで紹介

民間、行政の支援機関スタッフを対象とした研修会や各種の講演会、イベントなどの情報を提供

団体同士が交流し、お互いの活動に関する情報を共有できる機会を提供

登録制度に関する疑問や不安があれば「ひきこもり相談窓口」がサポート

※団体・機関の活動を広げる機会として本登録制度をご検討ください。

## ◆ 本制度に関するお問い合わせ先

奈良県 暮らし創造部 青少年・社会活動推進課 健全育成係

電話番号 0742-27-8608